

会議顛末書

						記 録 者	山 田 洋 路		
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	主 査 係	査 長	グ ル ー プ 員
	/	/							
件 名	令和6年度第1回龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会								
年 月 日	令和6年6月27日(木)								
時 間	午後1時30分～午後2時15分								
場 所	龍ヶ崎市役所5階第1委員会室								
出 席 者	(農業振興地域整備促進協議会) 黒須洋一会長、油原正明副会長、中島淳委員、細谷和重委員、札野章俊委員、 藤木妙子委員、市田和義委員、木村透委員、岩田幸子委員、岡野みどり委員、 宮本真優夏委員 (事務局) 秋山農業政策課長、原田課長補佐、記録者								
欠 席 者	岡田金男委員、菅生健二委員、坂野喜隆委員								
傍 聴 人 数	1人								
内 容	1 開 会 2 議 事 (1) 会長、副会長の選任について (2) 龍ヶ崎農業振興地域整備計画の変更について 3 閉 会								
要 措 置 事 項									
情 報 公 開	公 開		非公開(一部非公開を含む)とする理由			(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)			
			公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)			年 月 日			

※ この様式は、会議顛末書その他、報告書(人事行政課に提出する研修報告書は除く)、交渉記録簿、打合せ顛末書等に適宜表題を変更して使用します。

発 言 者	発言の内容(主旨)
秋山課長	<p>定刻となりましたので只今より、令和6年度第1回龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会を開催させていただきます。</p> <p>私は本日の協議会の進行を務めさせていただきます、農業政策課の秋山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の協議会は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第 2 条及び第 3 条により、原則公開で行うこととされておりますので、よろしくお願いいたします。また、龍ヶ崎市長が設置する附属機関の会議の公開に関する規則第7条に基づき、発言内容、発言者の氏名などを明記するものとし、議事録作成のため、事務局で音声を取らせていただきますのでご承知おきください。</p> <p>では、はじめに配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず最初に次第、A4サイズのものが1枚、続いて委員名簿および協議会条例の綴りとなっているものが1部ございます。さらに龍ヶ崎農業振興地域整備計画の変更についてという綴りが1部、そして、本日の資料となる農用地利用計画の変更に係る関係資料の綴りが2部の全部で5部ございますので、お手元に不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>続いてですが、今回委員になられました皆様には委嘱状を席におかせていただきました。任期は令和8年5月末までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今回の任期になってから、はじめての顔合わせとなりますので、簡単に自己紹介をお願いしたいところではございますが、時間の都合もございますのでわたしの方からお名前のご紹介をさせていただきます、自己紹介に代えさせていただきますと思います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員11名の紹介)</p>
秋山課長	<p>なお、本日の協議会は豊田新利根土地改良区の岡田委員、農業委員の菅生委員、都市計画審議会の坂野委員は欠席となっております。</p> <p>では、続いてすすめさせていただきます。</p> <p>本日は委員14名中11名が出席されていますので、龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例第 6 条第 2 項により会議が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、次第に沿って議事を進めさせていただきます。本来ですと龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第2項により、会長に議事進行をお願いするところではありますが、同条例第1項により、会長、副会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、会長が決まるまでの間は引き続き、わたしが議事を進行させていただきます。</p> <p>それでは、本日の議題の1番目にあります「会長、副会長の選任について」です。何かご意見はございますか。</p>
札野委員	黒須会長。

発 言 者	発言の内容(主旨)
秋山課長	<p>只今、これまでの黒須会長というご意見をいただきまして、これまでは会長には農業委員会会長、副会長には水郷つくば農業協同組合の理事が選任されております。事務局としては、今回につきましても会長に農業委員会の黒須洋一様、副会長に水郷つくば農業協同組合の油原様でお願いしたいと考えているところなんです。まずご両名の方、お受けいただくことは可能でしょうか。</p> <p>(両名、うなずき了承)</p>
秋山課長	<p>それではここでお諮りしたいと思います。只今、お二人にご了解もいただいたところですが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
秋山課長	<p>申し訳ございません。決を採りたいと思いますので、ご意見がないようであれば、挙手をもって決議をさせていただきますので、事務局案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(全員賛成)</p>
秋山課長	<p>ありがとうございます。それでは、過半数以上の挙手がございましたので、只今、新たな会長、副会長が決定いたしました。ここからの議事進行は会長にお願いしたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございます。それでは、会長、議長席にお願いします。</p> <p>(会長議長席に移動)</p>
秋山課長	<p>それではここで、会長に一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
黒須会長	<p>はい、着座にて失礼します。</p> <p>このたび、会長を務めることとなりました農業委員会会長をしています黒須です。よろしく申し上げます。</p> <p>さて、全国的に農業従事者の高齢化、後継者不足が課題となっており、農業の将来を考える地域計画の策定に向けた農業者同士の話し合いが進んでおります。</p> <p>龍ヶ崎市におきましても同様に農業従事者の高齢化が進んでおり、今後、一層の後継者不足の問題に直面していくものと考えております。そんな農業を取り巻く環境の中で、守るべき農地は守り続け、次の世代に引き継いでいく責務があるものと考えております。また、守れない農地については、農地以外の用途に有効活用していく、そういった取捨選択も重要となる時代になってきたのではないかと考えます。</p> <p>この協議会のメンバーには、農業関係者のほか、市議会議員や市民公募の方もおられるようですので、それぞれの立場から貴重なご意見をいただきまして、守る</p>

発 言 者	発言の内容(主旨)
黒須会長	べき農地を守ることで、将来の龍ヶ崎市の農業に寄与できるものと考えております。委員のみなさまも何卒、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
秋山課長	会長ありがとうございました。では、会長議事の進行をお願いいたします。
黒須会長	<p>それでは、暫時議長を務めさせていただきます。ここでまず、本日の会議録署名人の選任を行わせていただきます。</p> <p>わたしから指名させていただきます。議事録署名人には中島委員、市田委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
黒須会長	<p>よろしいですか。それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題の2番にあります龍ヶ崎農業振興地域整備計画の変更についてでございます。事務局より説明をお願いします。</p>
	(事務局説明)
黒須会長	それでは、只今の事務局の説明に対して何かご質問、ご意見等ございましたら挙手にてお願いします。
	(札野委員挙手により指名)
札野委員	いくつか聞きたい点がありまして、川原代の部分なんですけど、越境していた部分は法地の部分になるんでしょうか。申請地すべてが越境していた訳ではないですよね。既存建物があるところも含めて。
事務局	申請地全て、既存建物があるところも含めて越境している状況です。
札野委員	結構な広範囲にわたって、自分のものだと思ってご使用されている。
事務局	土地自体は自分のものです。参考資料の測量図と土地利用計画図をみていただくと測量図の形の部分が申請地で、土地利用図をみていただくと大体越境した位置に建物が立ってしまっているのが分かると思います。
札野委員	わかりました。それから、相続登記を現在進めているということなんですけど、完了予定はいつなんですとか。
事務局	完了予定の明確な答えはお伺いしていませんが、申請時に相続人の方から、申請地については申請者に相続することの同意書をいただいております。手続きはこの申請と同時に進めているところです。

発 言 者	発言の内容(主旨)
<p>札野委員</p>	<p>計画自体は全く問題ないと思うんですけど、所有権移転が絡んでいて、まして今の越境をみたら30年を超えていて時効になっていたりして、他の権利者が絡んできたときに申請者自身が大変なことになる可能性があるんじゃないかなと心配をしています。なので、何ら反対をするものではなく、火事にあわれており一刻も早くやってあげたいんですけど、権利関係だけは事務局の方で確認してあげないと、相続登記もされずに何年も経っている農家住宅もありますので、そこらは指導というか導いてあげて、問題が起きないようにみてあげてほしいなと思います。これに関しては以上です。</p> <p>そしてもう一つの申請についても問題ないと思うんですけど、配置図に縮尺はあるが寸法も記載されずに出されているのはどうかと思う。</p> <p>正直、(所有権)移転する訳なので、農業従事されている方は何代にも渡って土地を守られてきていて、それがしっかりと相続登記されていることは、専門の所管のみなさんから指導していただいて、それが権利を守ることになるんだと推進をしていただきたいと思います。わたしの方からは以上になります。</p>
<p>黒須会長</p>	<p>そのほか何かありますか。</p> <p>(藤木委員挙手により指名)</p>
<p>藤木委員</p>	<p>札野委員もおっしゃったように、同意書添付と書いてありますがそれが法律上、どういった効力があるかっていうのは専門家にご相談されているのでしょうか。何かあったときにこの協議会で合意したからいいんじゃないかって言われるとそこまで責任を持てるかどうか。法律があるので、同意書だけで先に進めていいのか。後でトラブルが発生したとき、この協議会の責任が問われることになると思うので、同意書でどこまで法律的な権限が許されるのかっていうのは専門家に確認していただきたいんですけど、なさっているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農家住宅の申請の話であると、現在の名義人は申請者の父になります。その方の相続人として3名の方がおり、そのうちの1名が申請者になります。農振除外の申請自体は、登記の見込みがある等、同時に進めていくものになります。もちろん事務局からも登記変更の話はさせていただいております。申請期限の関係もありまして、この申請についての同意書としていただいております。今後、権利関係で問題が生じ、申請と異なる状況であれば、農振除外の許可は取り消しになると思います。</p> <p>駐車場の件につきましても、申請者は所有者とは関係のない方になります。農業振興地域の農用地から除外する見込みが立ってはじめて、実際の売買の話になってしまいます。この申請、農用地から除外することについて現所有者の方から同意をいただいて進めているという状況になります。</p>

発 言 者	発言の内容(主旨)
木村委員	会長ちょっといいですか。
黒須会長	はい。
木村委員	<p>申請者は火事で焼けたんですよね。申請人の親父さんが建てたと思うんだけど、結局越境してやって。でも他人のやつ(土地)は取ってないよね。それがおそらく、川原代地区の基盤整備をしたときにきちんと登記がなされなかったと思うんですよ。宅地に。もう一つ、半田(町)のやつは一般の人は農用地を買えないんですよ。農用地を外さないと、農業やっている人じゃないと。だから、農用地を外して、(駐車場を)拡張したいとやっています。</p> <p>こういう話は、2年前に川原代地区でもあったんですよ。川原代地区の潮来線沿いで農振地区(農用地)に入らなかったんですよ。農振地区に入れちゃうと後で売買するのに面倒だから、農振除外が。ところがパイプライン(整備事業)やるのに、そこは出来ませんって国に言われちゃったんですよ。それで「農振地区に入れてください。」と。そしたらある委員がこれをもっと公表して「本人達が入れてください。周りの人も結構ですよ、農地を持っている人が。」って。</p> <p>でも、それを細かくやっていったら、この協議会は、今度は弁護士か誰かを入れないと分かんなくなっちゃうんですよ。だから、最初の川原代の方は、前の方が間違えて、(申請人の)親父さんが。牛久沼(土地改良区)も確認しないでやってしまったんだと思うんですよ。で、これを今後きちんとするのに、さっき説明があったように家族(相続人)の同意をある程度もらっていて、農地に建物を建てるのはかなり厳しくなっているので宅地にしたいと。で自分の親の土地であって。だから、そんなに難しく考えることはないと思うんですよ。細かくやっていくと、今後は弁護士入れないと、わたしたちは、家庭裁判所とかそういうところとはまた違うから。</p> <p>だから、農振地区除外、入れる(編入)っていうのは、その当時どっかミスで、結局宅地を農地のところまで、前の火事で燃えてしまった家がいつ頃に建っているのかは分からないけども、親父さんが建ててしまった。当時はそんなに建築にも厳しくはなかったから。他人の土地に建てたら裁判沙汰になるけど。</p>
藤木委員	ちょっと話いいですか。
黒須会長	どうぞ。
藤木委員	先ほどご説明のなかに、(申請の)事実と違うことになるとここで決めたこともまた覆せるとの説明であったと聞いたんですけど、よろしいですか。
事務局	許可の取り消しになります。
藤木委員	我々は許可の取り消しって手段があるってことですね。分かりました。

発 言 者	発言の内容(主旨)
<p>札野委員</p>	<p>いいですか。地目変更に関しては全く問題なく、いいと思うんですけど。こういった話をしているのは、つい最近ですね、農地について農地転用の申請をかけるという停止条件付の仮登記が行われている物件があったんです。昭和45年頃の。実際にそのお方は農家で、その土地をほしいという方のために手続きをしようとしたんですけど、ちょっと問題があつて上手く成立しなかったみたいなんです。それが昭和45年から今までずっと残っていて、その間に相続も起きているんですよ。これが、解決するのが、実際の当事者もいないという形で解決するのもその後になって大変になってきているので、この協議会の問題ではないかもしれないですけど、特に職員の皆さんには厳しくみていただいて、ちゃんと所有権も移転できていると最後までみていただきたいなど。相続人の名義も変えておくことが大切だってことも上手く説明いただいて。そこで問題がでてくると、相続人がほかにおり、そこで揉めているのも隠されたりすると、より不幸なことになったりするので、地目変更は全く問題なく賛成ですし、そのあとの問題が当事者たちに発生しないようにだけお願いしたいなどと思って話をさせていただきました。</p>
<p>黒須会長</p>	<p>その件は、事務局で十分に確認するようにしてください。 そのほか、何かご意見等がございましたら。よろしいでしょうか。それでは、案件が2件ありますが、1件ずつ、決議を採りたいと思います。</p>
<p>秋山課長</p>	<p>会長その前に1点だけよろしいでしょうか。 可否の前に、ここで決議についてご説明をさせていただきたいと思います。龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第3項において、会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるとなっております。可決の際は関係権利者への意見聴取、茨城県知事への同意協議等の手続きを経て、龍ヶ崎農業振興地域整備計画を変更することとなります。 否決の際は、議題の案件は廃案となります。申請者に廃案をお伝えし、なお、再度申請が提出された際は、改めて本協議会を開催し、ご審議いただくこととなりますのでご承知おきください。以上です。</p>
<p>黒須会長</p>	<p>それでは、事務局から説明があつたとおりでございませう。それでは、決議を採りたいと思います。 まず、川原代町の農家住宅建築のための農振除外について、提案のとおり手続きを進めてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。 (全員賛成)</p>
<p>黒須会長</p>	<p>それでは、全員賛成ですので可決とさせていただきます。 続いて、半田町駐車場敷設のための農振除外について、提案のとおり手続きを進めてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。 (全員賛成)</p>

発 言 者	発言の内容(主旨)
黒須会長	<p>全員賛成ですので、この件は可決いたします。 それでは、本日の議題は以上です。これで議長の席を降ろさせていただきます。 どうもご協力ありがとうございました。</p>
秋山課長	<p>会長どうもありがとうございました。 委員のみなさまにおかれましても慎重なる審議をいただき、誠にありがとうございました。 今後、審議結果に基づき、事務手続きを進めさせていただきます。 それでは、これをもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。委員のみなさまにご多忙のなか、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>議事録署名人 _____</p> <p>議事録署名人 _____</p>